○沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付要綱

平成２９年３月２９日

告示第３０号

改正　令和３年３月２６日告示第９号

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域産業の振興を図るため、市内の中小企業者等が自社製品等の販路を開拓するために行う展示会等への出展に対し、予算の範囲内において交付する沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和４４年規則第２６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者及び中小企業者を構成員とする団体をいう。

(2) 自社製品等　中小事業者等が自ら開発した製品又は技術をいう。

(3) 展示会等　製品若しくは技術又はこれらを宣伝するものの展示を伴う見本市又は商談会で、市外において開催されるものをいう。ただし、広く一般に公開されていないもの、販売することを主目的としているもの及び品評会を趣旨とした催事並びに沼田市が主催するものを除く。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者等であること。

(2) 市税を完納していること。

(3) 沼田市暴力団排除条例（平成２４年条例第２１号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員等のいずれにも該当していないこと。

（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、展示会等に補助対象者が自ら出展する事業で、国、県その他団体からの補助金等を受けていない、又は受ける予定のないものを対象とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、中小企業

者等が展示会等主催者へ直接支払う次に掲げる経費（消費税相当額を含む。）とする。

(1) 小間料及びブース賃借料

(2) 出展負担金

(3) 展示装飾費

(4) 備品借上料

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額とし、同一年度において１社当たり３０万円を上限とする。

２　前項の規定により算出した額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該補助対象事業が開始される前に沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 展示会等出展計画書（別記様式第２号）

(2) 展示会等の出展申込書等の写しで金額の記載があるもの

(3) 展示会等の内容が確認できる書類

(4) 定款及び登記事項証明書の写し（個人事業者の場合は住民票の写し）

(5) 市税の完納証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第８条　市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請内容について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第３号）又は沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更又は中止）

第９条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付変更承認申請書（別記様式第５号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更を認めたときは、沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付変更決定通知書（別記様式第６号）により補助事業者に通知する

ものとする。

３　補助事業者は、交付決定を受けた補助対象事業を中止しようとするときは、沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業中止届（別記様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（事業の完了及び補助金の交付）

第１０条　補助事業者は、事業完了後３０日以内に、沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業完了報告書（別記様式第８号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支出を証する書類の写し

(2) 補助対象事業を実施したことを示す写真

２　市長は、前項の報告が補助金の交付決定の内容及び条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１１条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 予定された補助対象事業を実施しないとき。

(2) この要綱の規定又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(3) 不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月２６日告示第９号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

沼田市長　　様

（申請者）所在地
事業所名
氏名又は代表者名

沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付申請書

沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付要綱第７条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、自己又は自己の団体の役員等は、沼田市暴力団排除条例（平成２４年条例第２１号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員等のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

総事業費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
事業概要	
着手予定年月日	年　　月　　日
完了予定年月日	年　　月　　日
添付書類	(1) 展示会等出展計画書（様式第２号） (2) 展示会等の出展申込書等の写しで金額の記載があるもの (3) 展示会等の内容が確認できる書類 (4) 定款及び登記事項証明書の写し （個人事業者の場合は住民票の写し） (5) 市税の完納証明書 (6) その他市長が必要と認める書類
備考	

様式第２号（第７条関係）

展示会等出展計画書

１　申請事業所

名称			
資本金		従 業 員	名
業種			
申請回数	年度　　回目　（通算　　回目）		

２　事業内容

名称	
目的	
会期	年　月　日から　　年　月　日まで（　日間）
開催地住所	
会場名	
共同出展事業者	有（事業者名：　　）・　無

３　総事業費等

項　目		金　額
総事業費		円
補助対象経費（小間料及びブース賃借料、出展者負担金、展示装飾費並びに備品借上料で、展示会等の主催者に直接支払うもの）		円
補助金の額	上記補助対象経費×１／２ ※上限３０万円（同一年度内通算） ※１，０００円未満の端数切捨て	円

４　連絡先

所属・部署		電話番号	（　　）
担当者名		Ｅメール	

様式第３号（第８条関係）

沼　第　　号
年　月　日

様

沼田市長　　印

沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付決定通知書

年　月　日付けで交付申請のあった沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金について、沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付要綱第８条の規定により審査した結果、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

総事業費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
事業概要	
着手予定年月日	年　月　日
完了予定年月日	年　月　日
条件	(1) 補助金の額は、展示会等の主催者に直接支払う小間料及びブース賃借料、出展負担金、展示装飾費並びに備品借上料の２分の１（同一年度内の通算で上限３０万円とし、１，０００円未満の端数は切捨て）とする。 (2) 予定された補助対象事業を実施しないとき、この要綱の規定若しくは補助金の交付決定の内容に違反したとき、又は不正の行為により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。また、既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずることがある。 (3) 沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和４４年規則第２６号）及び沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付要綱（平成２９年告示第３０号）を遵守する。
指示事項	(1) この事業を変更するときは、あらかじめ市長に申請して承認を受けること。 (2) この事業を中止するときは、あらかじめ市長に届出を行うこと。

様式第４号（第８条関係）

沼　　第　　号
年　　月　　日

様

沼田市長　　印

沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金について、沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付要綱第８条の規定により審査した結果、下記のとおり補助金の不交付を決定しましたので通知します。

記

補助金を交付しない理由

様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

沼田市長　　様

（申請者）所在地
事業所名
氏名又は代表者名

沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付変更承認申請書

年　　月　　日付けで交付決定を受けた申請内容を変更したいので、沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

区　　分	変更前	変更後
総事業費	円	円
補助対象経費	円	円
補助金の額	円	円
事業概要		
着手予定年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
完了予定年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
変更の理由		

様式第６号（第９条関係）

沼　　第　　号
年　　月　　日

様

沼田市長　　印

沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付変更決定通知書

年　　月　　日付けで交付決定を行い、　　年　　月　　日付けで変更承認申請のあった沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金について、沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付要綱第９条第２項の規定により、下記のとおり交付の決定を変更しましたので通知します。

記

区　　分	変更前	変更後
総事業費	円	円
補助対象経費	円	円
補助金の額	円	円
事業概要		
着手予定年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
完了予定年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
条件	(1) 補助金の額は、展示会等の主催者に直接支払う小間料及びブース賃借料、出展負担金、展示装飾費並びに備品借上料の２分の１（年度内通算で上限３０万円とし、１，０００円未満の端数は切捨て）とする。 (2) 予定された補助対象事業を実施しないとき、この要綱の規定若しくは補助金の交付決定の内容に違反したとき、又は不正の行為により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。また、既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずることがある。 (3) 沼田市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和４４年規則第２６号）及び沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付要綱（平成２９年告示第３０号）を遵守する。	
指示事項	(1) この事業を変更するときは、あらかじめ市長に申請して承認を受けること。 (2) この事業を中止するときは、あらかじめ市長に届出を行うこと。	

様式第７号（第９条関係）

年　　月　　日

沼田市長　　様

（届出者）所在地
事業所名
氏名又は代表者氏名

沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業中止届

年　　月　　日付けで交付決定を受けた事業を中止したいので、沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業費補助金交付要綱第９条第３項の規定により、下記のとおり届出ます。

記

総事業費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
中止の理由	

様式第８号（第１０条関係）

年　　月　　日

沼田市長　　様

（報告者）所在地
事業所名
氏名又は代表者名

沼田市中小企業自社製品等販路開拓支援事業完了報告書

　　年　　月　　日付けで交付（変更）決定された事業について、下記のとおり報告します。

記

１　事業内容

名称	
着手年月日	年　　月　　日
完了年月日	年　　月　　日

２　成果

ブース来場者数	名
商談成立	件（合計　　万円）
試作・見積依頼	件
後日訪問及び打合せ等	件

３　総事業費等

項　　目		金　　額
総事業費		円
補助対象経費（小間料及びブース賃借料、出展者負担金、展示装飾費並びに備品借上料で、展示会等の主催者に直接支払うもの）		円
補助金の額	上記補助対象経費×１／２ ※上限３０万円（同一年度内通算） ※１，０００円未満の端数切捨て	円

４　添付書類

(1) 補助対象経費の支出を証する書類の写し
(2) 補助対象事業を実施したことを示す写真